

東京都北区議会

平成 19 年第 2 回定例会で可決した意見書・決議

- 原爆症認定制度の抜本的な改善を求める意見書
- 「消えた年金」問題の解決を求める意見書
- 子ども医療費無料化に関する意見書
- 介護施設における看護職員の配置に関する意見書

原爆症認定制度の抜本的な改善を求める意見書

昭和二十年八月、広島、長崎市に投下された比類なき原子爆弾は、多くの尊い生命を一瞬间にして奪った。かろうじて一命をとりとめた被爆者も、生涯癒すことのできない傷跡と後遺症を残し、不安な生活を続けている。

平成六年十二月に制定された「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」では、原子爆弾の放射能などによる健康被害に苦しむ被爆者に対し、国の責任において保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じることが規定されている。しかし、厚生労働省は、原爆症を認定する審査の方針として、科学的な知見による原因確率などを厳密に適用し、機械的な判定を行っている。そのため、約二十六万人の被爆者のうち、原爆症と認定されたのは、わずか一%にも満たないのが現状である。

このような状況の中、原爆症の認定を求める訴訟が全国各地で行われてきた。昨年から、大阪、広島、仙台地裁において原告の訴えを認める判決が出され、名古屋、東京地裁においても一部原告の訴えを認める判決が出された。今年三月の東京地裁の判決では、「科学的根拠の存在を厳密に求めることは、被爆者救済を目的とする法の趣旨に沿わない。」として、厚生労働省の審査の方針を批判した。

厚生労働省は、こうした認定すべきとの判決を受けたにもかかわらず、控訴し、結果として認定を拒んでいる。被爆から六十年以上が経過し、被爆者も高齢となり、今年三月に判決を受けた東京原告団三十人も、提訴の間に十一人が亡くなっている。厚生労働省は、司法判断を踏まえて、原爆症認定制度の改善を行い、早期に被爆者を救済すべきである。

よって、本区議会は政府に対し、被爆者の救済を最優先する視点に立ち、原爆被害の実態に見合った原爆症認定制度として抜本的に改善することを求める。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年六月二十九日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫 殿

「消えた年金」問題の解決を求める意見書

公的年金制度は老後の所得保障を実質的に支えていく支柱である。

しかしながら、現在、国民年金、厚生年金合わせて五一〇〇万件に及ぶ年金記録が未結合となっている問題や、新たに入力されていない年金記録が一四〇〇万件をこえることが明らかとなり、公的年金に対する国民の信頼をゆるがす深刻な問題となっている。

今回の問題は、保険料を納めてきた国民には非がない。

政府は、国民の不安を解消し、この事態の全容解明と立証責任をいっそう自覚し、国民の年金受給権を守るために、国の責任を果たすよう全力を尽くすべきである。

よって、本区議会は政府に対し、左記事項について速やかに実施することを求めるものである。

記

- 一、被保険者、受給者全員に納付記録を送付し、その点検の機会を与えること。
- 二、未結合の年金記録は国の立証責任で持ち主を確定すること。
- 三、記録証拠なしでも、状況証拠があれば、それを認め受給漏れの全面解決をはかること。
- 四、身近な窓口の相談体制を強化すること。
- 五、年金積立金の運用情報を明らかにするとともに、その用途のあり方についても今後検討すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年六月二十九日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫 殿

子ども医療費無料化に関する意見書

全国的に少子化が進んでいる中、東京都では出生率が平成十八年、一・〇二と若干、改善したものの、依然として全国で最下位である。

二十三区ではすでに、子育て支援策として、中学三年生までの医療費を無料にする子ども医療費助成を、大半の区で実施しているところである。

こうした中、都知事は少子化対策のひとつとして「中学三年生までの医療費負担をゼロにする」と打ち出した。東京都がこれを実施すれば、各区は更なる子育て支援の充実をすすめる環境が財源的にも確保され、歓迎されるものである。

よって、本区議会は東京都に対し、中学三年生までの子ども医療費無料化を所得制限なしで、すみやかに実施することを求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年六月二十九日

東京都北区議会議長 永沼正光

東京都知事 石原慎太郎 殿

介護施設における看護職員の配置に関する意見書

高齢化がすすむ中、特別養護老人ホームなどの介護施設に入所されている方の介護度は要介護四、五の重度の方や医療管理が必要な方の割合が高く、夜間の看護職員の体制充実や医療との連携が望まれるところである。

しかしながら、現在、大都市における特別養護老人ホームの夜間看護職員の配置は約六%にすぎず、配置されている施設においても、常勤看護職員の確保が困難となり、待機職員の非常呼び出しというオンコール体制で対応せざるを得ない状況も生まれてきている。

その背景には、高度医療への看護職配置の診療報酬が充実されたことにより、看護職需要のアンバランスが生じ、福祉職場を選択する看護職が減っていることに加え、大都市における介護報酬が全国に比べても四・八%（二十三区）の上乗せにすぎず、都内の施設長会の中でも看護職確保のできる介護報酬の改善が必要と指摘されている。

よって、本区議会は政府に対し、介護施設入所者の安全を保障するために、大都市の介護施設における看護職員確保の介護報酬引き上げを求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年六月二十九日

東京都北区議会議長 永沼正光

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 柳澤伯夫 殿